

別表2（第3条関係）「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」認定の基準（事業用大規模事業所用シート）

審査票（※記入不要。京都市が記入します。）

事業所名

●確認項目（※記入不要。京都市が記入します。）

項目	適否
(1) 前々年度以降、廃棄物処理法その他廃棄物関係法令について、改善等を求める内容の文書指導を受けていない。	
(2) 一般廃棄物においては、無色透明又は白色透明の袋を使用し、排出している。	
(3) 適切な廃棄物保管場所を設けている。	
(4) 廃棄物保管場所での分別管理体制ができている。	
(5) 廃棄物保管場所に廃棄物の区分が的確に記載されている。	
(6) 執務室内において、発生する品目に応じた適切な分別容器が設けられており、区分どおりに分別されている。	
(7) 事業所から発生する品目について、再資源化を実施している。	
(8) 廃棄物の分類ごとに適切な業者と契約をしており、実際に収集されていることが確認できる。	
(9) 廃棄物管理責任者が全ての品目について、収集運搬している業者及びその処理方法を具体的に把握している。	
(10) (製造業者、小売業者、飲食業者、催事主催者、ホテル・旅館業者、大学及び集合住宅管理者のみ対象（付表参照）) 条例に規定する2R及び分別の実施義務の取組が行われている。	
(11) 当該年度の条例第17条第1項の規定による報告書兼計画書を期限内に提出している（該当する事業者※1のみ対象）。	
(12) 当該年度の条例第21条第1項の規定による減量計画書を期限内に提出している。	
(13) 条例第22条第1項の規定による廃棄物管理責任者を置き、届け出ている。	
(14) 条例第26条第2項の規定による当該年度の減量計画書を期限内に提出している（特定食品関連事業者※2のみ対象）。	

※1…・小売業者及び飲食店業者（1店舗の延床面積が500m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m²以上の事業者）

- ・ホテル・旅館業者（1店舗の延床面積が1,000m²以上の事業者、市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000m²以上の事業者）
- ・大学（京都市内の全ての大学・短期大学）

※2…事業系廃棄物の排出の量が相当程度多い食品関連事業者で、その店舗その他の事業の用に供する建築物の床面積の合計が3,000m²以上である事業所を有する事業者